

# 入札説明書

即時情報ネットワーク事業システム用  
コンピュータ等の借入れ

平成30年11月

奈良県視覚障害福祉センター

## 入札説明書

奈良県視覚障害者福祉センターが調達する物件に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。この場合において、当該説明書等に疑義がある場合は、下記第5の1に掲げる者の説明を求めることができます。

第1 公告日 平成30年11月9日(金)

第2 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

即時情報ネットワーク事業システム用コンピュータ等の借入れ

2 入札物件の数量及び特質

即時情報ネットワーク事業システム用コンピュータ等一式

3 借入期間

平成31年3月1日から平成36年2月29日まで

4 納入期限

平成31年2月28日

搬入時期、設置等について、奈良県視覚障害者福祉センターと十分に調整し、その指示に従ってください。

5 納入場所

〒634-0061

橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター3階

奈良県視覚障害者福祉センター

6 その他

入札物件の詳細については、「即時情報ネットワーク事業システム用コンピュータ等の借入れに係る仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりです。

契約条件については、別紙「即時情報ネットワーク事業システム用コンピュータ等の賃貸借契約書(案)」を参考にしてください。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(4)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

なお、入札参加者は、平成30年12月3日(月)午後4時30分までの間において奈良県から提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。

- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目01賃貸業務に登録している者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県会計局総務課契約調達係（県庁主棟1階）  
電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン）

- (4) 次のアからエまでに掲げる書類を平成30年11月28日（水）午後5時までに第5の1に示す場所に各1部提出した者で、アからエについて承認を受けた者
- ア 適合規格承認申請書＜様式1＞

仕様書に基づく入札物件としての適否の承認を適合規格承認申請書により受けなければなりません。

必要書類を提出し、確認事項等がある場合は、調整期日までに再提出してください。また、上記申請に基づく適合規格の適否については、平成30年12月7日（金）午後5時までにFAXにより通知します。

調整期日 平成30年12月3日（月）午後4時30分  
承認（非承認）通知 平成30年12月7日（金）午後5時までに

- イ 納入（供給）証明書＜様式2＞

上記アで示す適合規格承認申請を行った物品等を確実に納入できる証明書を提出してください。

- ウ 保守体制整備証明書＜様式3＞

上記アで示す適合規格承認申請を行った物品等について、契約履行後は仕様書で示すと通りの迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている証明書を提出してください。

- エ 作業実施証明書＜様式4＞

上記アで示す適合規格承認申請を行った物品等の設置作業及び設定作業を確実に実行できる証明書を提出してください。

#### 第4 入札方法

- 1 入札は、1ヶ月当たりの借入金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札者は、所定の入札書＜様式A＞を作成し、封をした上で、所定の場所及び日時に入札してください。

- 3 代理人をもって入札する場合は、その委任状<様式B>を入札と同時に提出してください。
- 4 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- 5 再度（2回目の）入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約の手続きに入ることがあります。その際には見積書<様式C>を提出してください。

## 第5 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒634-0061

橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター3階

奈良県視覚障害者福祉センター

電話 0744-29-0123

- 2 入札説明会の日時及び場所

実施しません。

- 3 入開札の日時及び場所

平成30年12月18日（火）午後2時00分

橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター3階

奈良県視覚障害者福祉センター 研修室2・3

- 4 郵便による入札

- (1) 入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は書留郵便とし、封書の表面に「即時情報ネットワーク事業システム用コンピュータ等の借入りに係る入札書」と朱書きして、奈良県視覚障害者福祉センター所長あての親展とし、平成30年12月17日（月）午後5時までに到着するようにしてください。

なお、予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、直ちに再度入札を行うことといたしますので、入札書は、初度（1回目）入札に係る入札書と再度（2回目）入札に係る入札書の郵便を認めるものとします。

- (2) 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書又は再度入札辞退に係る一般競争入札辞退届<様式D>を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書（又は再度入札辞退に係る一般競争入札辞退届）を別々に封緘し、封書の表面に「即時情報ネットワーク事業システム用コンピュータ等の借入りに係る入札書（初度入札）」又は「即時情報ネットワーク事業システム用コンピュータ等の借入りに係る入札書（再度入札）」（又は「再度入札辞退届」）とそれぞれ朱書きして、奈良県視覚障害者福祉センター所長あての親展とし、平成30年12月17日（月）午後5時までに到着（必着）するようにしてください。

- (3) 再度入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。

- (4) 封緘された2通の入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又は、それぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。

なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不要となった場合は返送します。

## 第6 補足

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

- 2 入札保証金

免除します。

- 3 契約保証金

契約の相手方は、1か月当たりの借入金額に借入期間を乗じて得た金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書の規程に該当する場合（下記ア又はイに該当する場合）は免除します。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。履行実績の証明については、契約履行実績証明書〈様式5〉及び契約書の写し（契約相手方による実績を証する書類でも可）の提出が必要です。なお、遅滞なく契約締結を行えるよう、書類の準備をしておいてください。

## 第7 入札の無効

次に掲げる(1)から(4)までのいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この説明書に示した競争参加資格の無い者のした入札

- (2) 奈良県契約規則第7条に該当する入札

詳細については、次のアからオに掲げるとおりです。

ア 知事の定める入札条件に違反した入札

イ 入札書に記名押印を欠く入札

ウ 入札書の重要な文字の誤読等により必要な事項を確認できない入札

エ 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札

オ 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした入札

- (3) 入札書記載の金額を加除訂正した入札

- (4) その他、入札に関する条件に違反した入札

## 第8 落札者の決定方法等

- 1 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。ただし、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係がない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。

- 2 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者

とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、直ちに再度（２回目）の入札を実施します。

なお、再度入札を辞退する場合は、一般競争入札辞退届＜様式D＞を提出してください。記載については、一般競争入札辞退届記載例のとおりです。

- 3 落札者となるべき同価格の入札者が２人以上ある場合は、直ちに「くじ」で落札者を決定します。
- 4 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を留保する場合があります。
- 5 再度（２回目）の入札によっても予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号の規定により、最低の価格をもって有効な入札を行った者を相手として、随意契約を締結するための手続きに移行する場合がありますので、その際には見積書＜様式C＞を提出してください。

#### 第9 契約書作成の要否

- 1 落札者は、契約書を作成することを要します（契約条項のとおり）。契約書作成に要する費用については、落札者による負担とします。
- 2 落札者は、奈良県契約規則第１７条１項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。
- 3 この契約は、長期継続契約として締結するもので、契約書に「予算の減額又は削除に係る契約解除等」の条項が入ります。
- 4 落札者は、契約締結時に金額内訳明細書の作成を要します。

#### 第10 調達停止等

この調達に関し、苦情申立に係る処理手続において、契約を停止し、又は解除する場合があります。

#### 第11 手続きにおける交渉の有無

有（第3の（4）のアに示す調達物品適合規格申請の手続が必要です。）

#### 第12 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人及び支店又は営業所の代表者を、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員

をいいます。以下同じ。)であるとき。

- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「資材等購入契約」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る資材等購入契約に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、奈良県視覚障害者福祉センターが当該資材等購入契約の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

### 第13 契約の解除

契約締結後、契約者について第12の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県視覚障害者福祉センターに報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、第12の(1)及び(3)から(5)まで中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

### 第14 注意事項

- 1 この借入物品の請求については、物品の検査・収納確認終了後、物品の使用月の翌日以降に請求書を提出するものとし、奈良県視覚障害者福祉センターがその支払いの請求を受けたときは、その日から30日以内に該当代金を契約者に支払うものとします。
- 2 契約者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- 3 履行に際しては、担当者と十分に打合せの上、発注者の指示に従ってください。
- 4 設置、設定及び配線等を行った機器等が完全に作動することを確認の上、引き渡してください。
- 5 契約終了後の機器については、すべて落札者に返還するものとし、固定資産税

や廃棄物の処理に関する経費（収集運搬料、処分料等）は、落札者による負担とします。

6 落札者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとします。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではないものとします。

7 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。

## 第15 その他

1 仕様に関わる質問の受付は、平成30年11月15日（木）午後4時までとします。（質問はFAX(0744-29-0127)により別紙「質問票」に必要事項を記入し送付願います。その際、送信確認のため電話でご一報をお願いします。）なお、質問の回答は平成30年11月22日（木）までに、質問を出された方にFAXで行うとともに、奈良県総務部情報システム課のホームページにも掲載します。

2 入札手続き等に関する質問（証明書記載方法・日程確認等）については電話でも受け付けます。

連絡先 : 奈良県視覚障害者福祉センター

電話番号 0744-29-0123 (担当 中川)

受付可能時間 : 平日 8時30分～17時15分